

○志布志市議会基本条例

平成25年12月20日

条例第31号

改正 平成27年12月22日条例第38号

平成29年6月28日条例第18号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第5条）
- 第3章 市民と議会との関係（第6条・第7条）
- 第4章 議会と執行機関との関係（第8条—第10条）
- 第5章 議員間の自由討議（第11条・第12条）
- 第6章 委員会の活動（第13条）
- 第7章 政務活動費（第14条）
- 第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第15条—第18条）
- 第9章 議員の定数及び報酬の原則（第19条・第20条）
- 第10章 補則（第21条）

附則

志布志市議会（以下「議会」という。）は、二元代表制の下、市民から選挙で選ばれた議員で構成される議事機関として志布志市長（以下「市長」という。）とともに、市民の負託に応える責務を負っている。

議会は、合議制の機関の特性を最大限に生かすために、開かれた議会づくりを推進し、多くの市民と意見を交換し、議員同士の議論を活発に行い、論点及び課題を明らかにして、多様な市民の意見を集約していく必要がある。また、市長とは、相互に緊張ある関係を保ち、政策の立案及び提言をするとともに、本市としての最良の政策を導き、その執行を監視し、評価していくことが求められている。

これらを実現するために議会及び議員は、不断の努力を重ね、資質を高め、真に、市民の負託に応えるため、その根幹をなす支柱として、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員に関する基本的事項を定めることにより、議会及び議員の活動の活性化、市民への情報公開並びに市民参加の推進を図り、もって市民の福祉の向上及び市政の発展に資するとともに、本市の目指す将来像を実現することを目的とする。

（最高規範性）

第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。
- (3) 議会内での申合せ事項は、不断に見直しを行うこと。
- (4) 市民の傍聴意欲が高まる議会運営を行うこと。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (2) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を重んじること。
- (3) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、政策の立案等に必要能力の向上を図るため、不断の自己研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

第3章 市民と議会との関係

(市民と議会との連携)

第6条 議会は、市民に対し、積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、全ての会議を原則公開とする。

3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2に規定する専門的事項に係る調査並びに同法第115条の2第1項に規定する公聴会制度及び同条第2項に規定する参考人制度を十分に活用して、市民等の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

(議会報告会)

第7条 議会は、議会活動を報告するとともに、市政の諸課題に柔軟に対処するため、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を開催するものとする。

第4章 議会と執行機関との関係

(議員と市長等との関係)

第8条 議会審議における議員と市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。
- (2) 議長から本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質

問に対して反問することができる。

2 市長等は、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応、経過等を記録した文書を作成するものとする。

(議会審議に係る情報の提供)

第9条 市長等は、提案する重要な政策について、議会審議を通じて、その政策水準の向上を図るため、次に掲げる事項に関する情報を明らかにしなければならない。

- (1) 重要な政策を必要とする理由
- (2) 振興計画における位置付け
- (3) 関係法令、条例等
- (4) 財源措置
- (5) 他の市町村の類似政策との比較検討

(予算及び決算における政策説明)

第10条 市長等は、予算及び決算の議会審議に当たっては、分かりやすい政策別又は事業別の説明に努めるものとする。

第5章 議員間の自由討議

(議会の合意形成)

第11条 議会は、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案並びに請願及び陳情に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

(政策討論会)

第12条 市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、政策の立案及び提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。

第6章 委員会の活動

(委員会の活動)

第13条 委員会審査に当たっては、市民に対し、資料等を積極的に公開するとともに、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 委員長は、委員会の秩序保持に努め、報告に対する質疑に責任を持って答弁しなければならない。

第7章 政務活動費

(政務活動費の執行等)

第14条 議員及び会派は、政策の立案及び提言を行うため、政務活動費を活用し、積極的に調査研究その他の活動に努めなければならない。

2 議員及び会派は、政務活動費の使途の透明性を確保するとともに、市民に対し説明責任を負うものとする。

3 政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第15条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化

に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を積極的に開催するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第16条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助するため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第17条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第18条 議会は、市民への情報の提供及び広報紙その他の手段による広報の充実に努め、広報活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう努めるものとする。

第9章 議員の定数及び報酬の原則

(議員定数の原則)

第19条 議員定数は、原則として行財政改革の視点だけではなく、市政の現状・課題及び将来の予測・展望を十分に考慮したものとする。

2 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、議会運営委員会又は議員が提出するものとする。

(議員報酬の原則)

第20条 前条の規定は、議員報酬について準用する。この場合において、同条中「議員定数」とあるのは、「議員報酬」と読み替えるものとする。

第10章 補則

(見直し手続)

第21条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているか否かを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年12月22日条例第38号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月28日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。